

令和 4 年 度

定期監査・行政監査結果報告書

令和 5 年 3 月

さぬき市監査委員

令和4年度定期監査及び行政監査の結果について

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項に基づく定期監査及び行政監査

2 監査対象

財務に関する事務の執行及び行政事務の執行

(1) 令和3年度分

(2) 令和4年度(4月1日から基準日まで)

① 実地監査に関する基準日・・・令和4年9月30日

② 各課等対象監査に関する基準日・・・令和4年11月30日

3 監査の評価項目

予算、議決、法令等に基づく適正性のほか、経済性、効率性及び有効性に主眼を置き、予算の執行状況、事務事業の執行と管理運営等について監査を実施した。特に、地方自治法第2条第14項(最少の経費で最大の効果を挙げる。)及び第15項(組織及び運営の合理化等)の規定の趣旨に則って事務事業が実施されているかに重点を置いた。

また、市の内部統制(リスク・マネジメントの業務上のリスクや手順を見える形にし、危険を予防・抑制するためのリスク管理の手法)に注視して監査を実施した。

4 監査の実施内容

さぬき市監査基準に準拠したうえで、監査の評価項目に基づき、監査対象部署に対し、監査調書及び関係書類の提出を求め、事務調査及び実地監査を行い、また、関係職員からの事情聴取を行って実施した。

5 監査日程

(1) 監査期間

令和4年11月7日から令和5年1月31日まで

(2) 監査実施日及び実施場所

① 実地監査

実施月日	対象施設・実施場所	所 管 課 等	
11月7日	建設残土処分場	建設経済部	都市整備課
	大川学校給食共同調理場	教育委員会 事務局	学校教育課
	さぬき南小学校		
11月11日	志度幼稚園	健康福祉部	幼保こども園課
	津田こども園		

② 各課等監査

実施月日	部 署 名 等		実 施 場 所
1月19日	教育委員会事務局	教 育 総 務 課	寒川第2庁舎 2階会議室
		学 校 教 育 課	
		生 涯 学 習 課	
1月20日	健康福祉部	福 祉 総 務 課	寒川庁舎1階 多目的ホール
		長 寿 介 護 課	
		国 保 ・ 健 康 課	
	津 田	診 療 所	津田診療所
1月23日	市 民 部	総 合 支 所	寒川庁舎1階 多目的ホール
	健康福祉部	子 育 て 支 援 課	
		幼 保 こ ど も 園 課	
		障 害 福 祉 課	
1月24日	市 民 部	人 権 推 進 課	本 庁 4階会議室
		生 活 環 境 課	
		市 民 課	
		税 務 課 【債権管理室】	
1月25日	市民病院	総 務 企 画 課	市民病院 2階会議室
		患 者 サ ー ビ ス 課	
		プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 室	
	会 計 管 理 者	会 計 課	本 庁 4階会議室
	建 設 経 済 部	下 水 道 課	
	監 査 委 員 事 務 局		
1月27日	総 務 部	秘 書 広 報 課	
		危 機 管 理 課	
		財 産 活 用 課	
	プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 室		
1月30日	建 設 経 済 部	都 市 整 備 課	本 庁 4階会議室
		農 林 水 産 課 【農業委員会事務局】	
		商 工 観 光 課	
1月31日	議 会 事 務 局	議 事 課	
	総 務 部	政 策 課	
		総 務 課 【選挙管理委員会事務局】	

6 監査結果

監査の結果、事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、全般的な指摘としては、次のとおりである。

財務に関する事務の執行について、「政府契約の支払遅延等に関する法律」に基づく支払期日が遵守されていない支出が見受けられる。今後は、事務の執行を適正に行い、法律の支払期日の遵守を行うことを求める。

また、別記において、個別的な指摘として、各部署に対し監査委員の意見を付すものである。

当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、通知は、監査結果を公表した日から起算して3か月を経過する日の属する月の月末までを目処に行われたい。

また、監査期間中に判明した軽微な指摘事項、改善事項等については、さぬき市監査基準第6条（指導的機能の発揮）により、適宜、口頭にて助言を行った。

今後も、法令等を遵守し、厳正かつ適正な経営に係る事務事業の実施に努められたい。

【監査結果の評価及区分の基準】※監査結果の取扱基準

区 分	基 準	
勸 告	①	これまでに複数回にわたって指摘事項となっている案件で、是正又は改善の措置や検討がされていないもの
	②	指摘事項に定める基準に該当し、特に監査委員が勧告する必要があると認めるもの
指摘事項	①	法令等（法律、政令、省令、条例、規則、要綱、基準等）に違反しているもの
	②	予算の目的及び範囲に違反しているもの
	③	著しく不経済又は非効率的執行となっているもの
	④	著しく適正を欠くもので是正する必要があるもの
	⑤	すでに指摘事項、指導注意事項及び検討事項となっている案件で、是正又は改善の措置や検討がされていないもの
指導注意事 項	①	指摘事項のうち、軽微な誤謬等と見受けられるもの
	②	事務処理における軽度な誤り等で、直ちに補正すれば特段の支障がないもの
	③	今後、是正又は改善の必要があるもの
	④	その他、適正を欠くもので特に注意を要すると認められるもの
検討事項	①	今後、是正又は改善のための検討が必要と認められるもの
	②	特別な理由により、是正又は改善に長期間にわたって時間が必要と認められるもの
委員意見	①	監査結果に基づき、意見を述べる必要があると認められるもの
	②	特に要望する必要があると認められるもの

令和4年度定期監査・行政監査結果

指摘又は意見等

監査年度	令和 4 年度	結果No.	1
監査結果の区分	委員意見	対象組織	総務部秘書広報課
指摘・意見等の項目	時間外勤務の縮減について		
指摘・意見等の内容	<p>秘書広報課において、外部コンサルティング会社を活用し働き方改革を進めており、事務の効率化によって一部の部署においては時間外勤務が減少しているが、依然、全庁的には高水準にある。その要因のひとつとして、コロナ禍における給付金事業やマイナンバーカード関係の事業などが考えられ、特定の課、職員に業務の集中が見受けられた。人事管理担当課である秘書広報課においては、職員が心身共に疲弊することの無いよう、適切な人員配置が望まれる。また、各課の管理職に対して事務分担の適正化、平準化に努めるよう促し、時間外勤務の縮減に向けて取り組んでいただきたい。</p>		

監査年度	令和 4 年度	結果No.	2
監査結果の区分	検討事項	対象組織	総務部秘書広報課
指摘・意見等の項目	ケーブルテレビの方向性について		
指摘・意見等の内容	<p>現在、県内のケーブルテレビにおいて、自治体で自主放送しているのは、さぬき市ケーブルネットワーク（SCN）だけである。そのため、コミュニティ放送の運営費用として、人件費、保守委託料、施設関係リース料等の経常的経費が毎年発生している。担当課においては、費用対効果を念頭に他市の状況を調査するとともに、市が運営するメリットについても検証する必要がある。</p> <p>今後において、施設や機材の老朽化により、更なる経費の負担が予想されるなか、現状の放送形態の在り方を含めたケーブルテレビの方向性について、総合的な検討を行っていただきたい。</p>		

令和4年度定期監査・行政監査結果

指摘又は意見等

監査年度	令和 4 年度	結果No.	3
監査結果の区分	検討事項	対象組織	健康福祉部幼保こども園課
指摘・意見等の項目	保育所、幼稚園等の在り方について		
指摘・意見等の内容	<p>さぬき市においては、人口減少に伴う出生者数の減少が進み、年間で200人を割るような状況である。そのような状況の中、現在は市内の公私立の幼稚園、保育所及びこども園19施設がある。そのうち、公立の施設は、幼稚園6施設、保育所4施設、こども園1施設であり、既に1施設は閉園になることが決定している。しかし、市内公立10施設を現状のまま維持するのは難しいと想定される。</p> <p>現在、公立幼稚園、保育所については、現状の施設維持や事業の継続をするに留まり、再編方針が示されていない状況である。</p> <p>今後においては、効果的な施設配置等を検証していただき、将来を見据えた方針を示すよう望むものである。</p>		

監査年度	令和 4 年度	結果No.	4
監査結果の区分	指導注意事項	対象組織	健康福祉部長寿介護課
指摘・意見等の項目	敬老事業の在り方について		
指摘・意見等の内容	<p>敬老事業は、多年にわたり社会に貢献してきた老人を敬愛し、長寿を祝うことを目的に、6,167,000円（令和3年度）の敬老会事業補助金を支出している。</p> <p>その支出の内容は、志度地区については民生委員による商品券の配布が行われ、また、高齢者施設においては敬老行事を行うなど、様々な事業形態で実施されている。担当課としては、コロナ等により商品券の配布が増えている状況ではあるが、各種団体が地域で行う行事等に対する補助金の給付としたいとのことであった。しかし、現在のように事業の内容が種々様々では、事業目的に沿った実施になっているか疑義が生じる。今後においては、実施内容の見直しを図り、お年寄りが地域との繋がりを持つことができるなど、有効な敬老事業の在り方を検討していただきたい。</p>		

令和4年度定期監査・行政監査結果

指摘又は意見等

監査年度	令和4年度		結果No.	5
監査結果の区分	指導注意事項	対象組織	健康福祉部長寿介護課	
指摘・意見等の項目	老人クラブの今後の方向性について			
指摘・意見等の内容	<p>老人クラブ（以下、「クラブ」という。）は、クラブ活動を通じた高齢者の生きがいきづくり及び健康づくりの推進を図ること等を目的に組織された団体である。令和3年度は、各クラブ等に対し助成金として3,652,000円を支出した。また、その事務局を担っている社会福祉協議会に対し、組織の活性化を目指すために業務委託料として2,601,600円を支出している。この委託料は、クラブ内の各事業を集約したり、自主運営を基本とするクラブの組織体制を再整備するための事業費用に充てられている。</p> <p>しかし、担当課より「クラブの継続的な発展を目指し、社会福祉協議会を中心に諸問題について協議を進めているが、思う様な状況にはなっていない。結果として、組織力の低下等により自主運営の移行は出来ておらず、今後においても難しい。」との説明があった。</p> <p>今後、クラブなどと協議を重ね、運営方法等を検討し、明確な方向性を示すべきではないかと考える。クラブとしての将来像を見据えて、社会福祉協議会への委託事業も含め、再構築について検討願いたい。</p>			

監査年度	令和4年度		結果No.	6
監査結果の区分	検討事項	対象組織	市民部人権推進課	
指摘・意見等の項目	住宅新築及び宅地取得資金貸付金の債権管理について			
指摘・意見等の内容	<p>住宅新築及び宅地取得資金貸付金については、合併以前に未納となっていた貸付金が現在も滞っており、滞納繰越額の縮減が図られていない状態である。担当課においては、滞納者または相続人等との交渉を続けているが、コロナ禍、または借受人等の高齢化により、徴収が難しいとの報告を受けた。今後においては粘り強く交渉を行うとともに、債権管理室との連携を図るなど、適正な債権管理に努められたい。</p>			

令和4年度定期監査・行政監査結果

指摘又は意見等

監査年度	令和 4 年度		結果No.	7
監査結果の区分	指摘事項	対象組織	教育委員会事務局 学校教育課	
指摘・意見等の項目	スクールバスの安全運行について			
指摘・意見等の内容	<p>スクールバスの運転者の体調確認や飲酒確認については、担当課より「車両の借上を含む運行業務を委託している場合、その運転者の事業者内の安全運転管理者が運転者の状態を確認、記録することになっている。一方、市が保有するバスの運転手については、労務者派遣契約であり、乗車前確認は市が行うことになる。その確認方法であるが、運転手自身においてアルコール検知器で測定後、運転手の自己申告により業務に従事している。」との報告を受けた。</p> <p>道路交通法施行規則の一部改正により、安全運転管理者の業務として、「運転前後の運転者に対し、当該運転者の状態を目視等で確認することにより、当該運転者の酒気帯びの有無を確認すること」と定められている。ただし、対面での目視が原則となっているが、困難な場合はこれに準ずる適宜な方法で実施すればよいともされており、具体例としては、カメラ、モニター等によって、検査器による測定結果を確認する方法、又は、電話等によって、運転手の応答時の声の調子を確認するとともに、検査器による測定結果を報告させる方法などが示されている。</p> <p>担当課においては、具体例に示された確認方法も実施されておらず、安全運行上問題があると考えます。今後、事業者とも協議し、適切な運用ができるように検討していただきたい。</p>			